## ○【別添13】 平成16年総務省告示第69号

 $\bigcirc$ 要件を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表)総務省告示平成十六年第六十九号(電波法別表第一第一号に掲げる資格について、登録検査等事業者等規則附則第二項の総務大臣が別に告示する

(傍線部分は改正部分) 一・二 (同上) 現 行 でいて、登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)附則第二項の総務大臣が別に告示する要件を次のように定める。 ・・二 (同上)
--